

## 基準 ◀ 教職員の懲戒処分の公表基準について

平成23年 3月18日制定  
令和3年10月 7日改正  
長崎県教育委員会

### 1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、県教育委員会が行った懲戒処分について、児童生徒等への影響を考慮しながら、原則として公表することにより、教職員としての自覚の喚起と不祥事の再発防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

### 2 公表の対象となる処分

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（懲戒処分事案に関連して行われる文書又は口頭による訓告を含む。）

### 3 公表の時期

原則として、処分後、速やかに公表する。

### 4 公表する事項

(1) 公表する内容は、次のとおりとする。

- ① 被処分者「都市・所属区分（事務局等又は学校の種類）・職名・年齢・性別」
- ② 処分年月日
- ③ 処分の種類
- ④ 処分事由

(2) 次の場合は、(1)に加え、被処分者の所属名及び氏名を公表する。

- ① 懲戒免職処分
- ② 報道等により被処分者の氏名等が公表されている事案にかかる懲戒処分

### 5 公表の例外

次のいずれかに該当すると教育委員会で決定した場合は、4にかかわらず、公表内容の一部を公表しないことができる。

- (1) 被害者等の人権に配慮すべき必要がある場合
  - ① 被害者等が公表しないことを求めている場合
  - ② 被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害されるおそれがある場合
- (2) 被処分者の心身状態等、特に配慮すべき事情がある場合

### 6 公表の方法

公表は、原則として県政記者クラブに対する資料提供により行う。